

# 資 料

(令和5年(2023年)3月31日現在)



# 1 北海道教育委員会の組織

(北海道教育庁組織規則抜粋 令和4年(2022年)3月31日改正)

## 機 構

### ●各課所掌事務

#### 総務政策局

##### 総 務 課

- 1 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 2 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- 3 教育長の人事(任免及び給与の支給を除く。)に関すること。
- 4 教育長の秘書に関すること。
- 5 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の任免、分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1項又は北海道職員等の分限二冠する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。)、服務、人事記録その他の人事(教職員局教職員事務課の所掌に属するものを除く。)、研修及び表彰に関すること。
- 6 道立学校の職員(教育職給料表の適用を受ける者を除く。)の任免、分限、服務、人事記録及び研修に関すること。
- 7 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限(地方公務員第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。)に関すること。
- 8 公印を作成し、並びに教育委員会及び教育長の公印を保管すること。
- 9 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- 10 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- 11 行政改革に関すること(他の本庁の課(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下「他課」という。)の所掌に属するものを除く。)
- 12 改善プログラムの推進管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 13 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- 14 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
- 15 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- 16 法制業務の総合調整に関すること(法令の解釈についての連絡調整を含む。)
- 17 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
- 18 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 19 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県

費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。

- 20 公文書類を接受し、発送し、及び教育委員会公報を発行すること。
- 21 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
- 22 教育委員会の予算案を作成する等予算の総括に関すること。
- 23 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
- 24 議会に関すること。
- 25 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級及び号俸の決定に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 26 前各号に定めるもののほか、教育委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。
- 27 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - ア 教育委員会の会議及び委員に関すること。
  - イ 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
  - ウ 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
  - エ 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
  - オ 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
  - カ 法制業務の総合調整に関すること(法令の解釈についての連絡調整を含む。)
  - キ 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
  - ク 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
  - ケ 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
  - コ 教育委員会公報を発行すること。
  - サ 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
  - シ 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
  - ス 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限(地方公務員第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。)に関すること。

##### 施 設 課

- 1 道立の文教施設の整備及び保全に関すること(学校教育局健康・体育課の所掌に属するものを除く。)
- 2 道立高等学校の水産に関する専門教育を行うための船舶(以下「実習船」という。)の建造及び整備に関する

こと。

- 3 事務局の職員及び所管機関の職員に貸与する住宅の整備及び管理に関すること。
- 4 教育財産の取得及び管理に関すること。
- 5 道立の文教施設の建築についての専門的技術的事項に関すること。
- 6 市町村立高等学校の施設に関し、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）による国の補助に関する事務を処理すること。
- 7 市町村立の文教施設の建築に関し、専門的技術的事項について審査を行い、並びに指導及び助言を与えること。
- 8 市町村立学校の施設及び設備に関し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）その他の法律及び予算措置による国の負担及び補助に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 市町村立の小学校及び中学校の職員のための住宅の整備に関すること。

#### 教育政策課

- 1 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関すること。
- 2 所管行政の総合調整に関すること。
- 3 教育委員会の所掌事務についての基幹統計その他の統計に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 5 所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。
- 6 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- 7 道立の特別支援学校の各部の学級の編制及びその変更に関すること。
- 8 市町村立の小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市立特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更について届出を受け、市町村立の特別支援学校の高等部（指定都市立特別支援学校の高等部を除く。）の学級の編制及びその変更について認可を与えること。
- 9 北海道教育推進会議に関すること。

#### 生涯学習推進局

##### 社会教育課

- 1 生涯学習推進体制の整備についての調査、企画及び調整に関すること。
- 2 生涯学習推進体制の整備及び普及のための補助に関すること。
- 3 リカレント教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること。
- 4 社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 講座の開設及び研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれへの参加に関すること。

イ 通信教育及び視聴覚教育に関すること。

ウ その他社会教育の向上及び普及に関すること。

- 5 市町村における社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 社会教育のための講座の開設及び研究集会、講習会、講演会、展示会その他の催しの開催並びにその奨励に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員その他の社会教育関係職員の研究集会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

エ 社会教育主事その他の職員を派遣すること。

オ 社会教育のための補助に関すること。

- 6 社会教育関係団体又は私立図書館（図書館同種施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。

- 7 子どもの読書活動の推進に関すること。

- 8 社会教育のための補助及び学校教育における視聴覚教育のための補助に関すること。

- 9 社会教育に関し、社会教育法（昭和24年法律第207号）その他の法律及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。

- 10 P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の規定に基づく共済事業に関すること。

- 11 北海道生涯学習審議会及び北海道社会教育委員に関すること。

- 12 北海道立生涯学習推進センターに関すること。

- 13 北海道立図書館に関すること。

- 14 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者に係る事務及び専門的技術的事項に係る事務を行うこと。

- 15 国語の改良に関すること。

- 16 ユネスコ活動に関すること。

- 17 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

- 18 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生涯学習に関するものを処理すること

(他課の所掌に属するものを除く。)

#### 文化財・博物館課

- 1 文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行うこと。
- 2 史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 3 道内の文化財(国及び市町村の指定した文化財を除く。)の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 4 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。
- 5 市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。
  - エ その他文化財の保存及び活用に関すること。
- 6 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
- 7 文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 8 文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。
- 9 文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。
- 10 北海道文化財保護審議会に関すること。
- 11 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 12 私立博物館(博物館相当施設を含む。)の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- 13 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。
- 14 北海道立近代美術館の再整備に関すること。
- 15 北海道立近代美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館に関すること(前号に掲げるものを除く。)
- 16 北海道立北方民族博物館、北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館に関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務及び資料の調査研究等の専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- 17 北海道立埋蔵文化財センターに関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務を行うこと。
- 18 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理

すること(他課の所掌に属するものを除く。)

#### 幼児教育推進局

##### 幼児教育推進センター

- 1 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 2 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 3 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 4 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼児教育の質の向上に関するものを処理すること(他課の所掌に属するものを除く。)

#### 学校教育局

##### 高校教育課

- 1 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと(他課の所掌に属するものを除く。)
  - ア 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
  - イ 生徒の入学、転学及び退学に関すること。
  - ウ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
  - エ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
  - オ 教具その他の設備の整備に関すること。
  - カ 授業料その他の費用の徴収及び運営費(実習船の管理運営費を含む。)予算に関すること。
  - キ 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
  - ク その他管理運営に関すること。
- 2 渡島教育局の行う水産に関する専門教育に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 4 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと(他課の所掌に属するものを除く。)
  - ア 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第5号、第10号及び第19号において同じ。)の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 高等学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又は

- これらを主催すること。
- エ 生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 管理運営のための補助に関すること。
- 5 市町村立の高等学校の設備等に関し、産業教育振興法及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 道立学校の研究指定校に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 7 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- 8 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- 9 高等学校教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 10 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。
- 11 国際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 12 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 13 北海道産業教育審議会に関すること。
- 14 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- 15 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- 16 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 17 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。
- 18 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 整備計画に関すること。
- イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- 19 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 20 市町村立の特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 21 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 22 高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- (4) 授業料その他の費用の徴収に関すること。
- (9) 学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に関すること。
- イ 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- ウ 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第5号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- (4) 管理運営のための補助に関すること。
- エ 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- オ 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- カ 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- キ 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- ク 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
- (7) 整備計画に関すること。
- (4) 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- ケ 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- コ 市町村立の特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 義務教育課

- 1 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営

に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 管理運営のための補助に関すること。

3 教科書展示会を開催し、道内の学校の教科書の需要数を報告する等の教科書の発行に関する事務を行うこと。

4 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関し、無償給付及び給与に関する事務を行い、採択に関する指導、助言及び援助を与え、並びに採択地区の設定に関する事務を行うこと。

5 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。)

6 市町村教育委員会並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校における学校改善プランの活用に関する支援に関すること。

7 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。

8 北海道教科用図書選定審議会に関すること。

9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。)

#### 学力向上推進課

1 児童及び生徒の学力向上に係る施策の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。)

2 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に関すること。

3 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。

#### 特別支援教育課

1 道立の特別支援学校に就学する児童生徒等に関し、入学期日を通知し、就学させるべき特別支援学校を

指定し、区域外就学の届出を受理する等の就学義務に関する事務を行うこと。

2 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。)

ア 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。

イ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

ウ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

エ 教具その他の設備の整備に関すること。

オ 運営費予算に関すること。

カ 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。

キ その他管理運営に関すること。

3 市町村における特別支援教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。)

ア 特別支援学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

イ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

エ 指導主事その他の職員を派遣すること。

オ 管理運営のための補助に関すること。

4 道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等の児童及び生徒に関し、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。

5 特別支援教育に関する研究団体の補助に関すること。

6 北海道教育支援委員会に関すること。

7 北海道立特別支援教育センターに関すること。

8 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。)

#### 教職員育成課

1 道立学校職員及び県費負担教職員の育成に関すること。

2 学校教育の情報化の推進に関すること。

3 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。

4 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。

5 北海道立教育研究所に関すること。

#### 健康・体育課

1 道立学校における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。

イ 保健管理及び学校給食の実施に関すること。

ウ 施設及び設備の整備に関すること（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）。

エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

オ その他体育、学校保健及び学校給食に関すること。

2 市町村における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 市町村立学校の施設及び設備の整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 市町村立学校における体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 保健管理の向上及び学校給食の普及充実に関し、指導及び助言を与えること。

エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 体育、学校保健及び学校給食のための補助に関すること。

3 市町村立学校に関し、学校保健安全法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）及び予算措置による国の補助に関する事務（義務教育課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

4 学校における体育、学校保健及び学校給食に関する団体の補助に関すること。

5 北海道学校保健審議会に関すること。

6 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校における体育、学校保健及び学校給食に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 高校総体推進課

1 全国高等学校総合体育大会に関する事務をつかさどる。

#### 生徒指導・学校安全課

1 道立学校における生徒指導及び学校安全に関し、

次に掲げる事務を行うこと。

ア 生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。

イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関すること。

ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

エ その他生徒指導及び学校安全に関すること。

2 市町村における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 市町村立学校における生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。

イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

エ 指導主事その他の職員を派遣すること。

オ 生徒指導及び学校安全のための補助に関すること。

3 生徒指導及び学校安全に関する団体の補助に関すること。

4 前3号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生徒指導及び学校安全に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### ICT教育推進局

##### ICT教育推進課

1 学校教育の情報化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2 教育情報通信ネットワーク及び校務支援システムの管理・運用に関すること。

3 公立の小学校及び中学校並びに道立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）及び特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

4 ICT教育推進課担当課長は、ICT教育推進課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

ア 公立の小学校及び中学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

イ 道立の高等学校の生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

ウ 道立の特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

#### 教職員局

##### 教職員課

1 道立学校の職員の任免、分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1

- 条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。)、  
服務、人事記録その他の人事に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 県費負担教職員の任免、分限等の任命権の行使、服務の監督の技術的な基準に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 3 公立学校の教員の選考検査に関すること。
  - 4 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 5 学校職員の評価に関すること。
  - 6 教育職員の免許状及び教育職員検定に関すること。
  - 7 学校の働き方改革に関すること。
  - 8 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部活動に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 9 職員団体に関すること。
  - 10 職員制度の調査研究に関すること。
  - 11 教職員課担当課長は、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
    - ア 道立学校の職員の服務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
    - イ 県費負担教職員の服務の監督の技術的な基準に関すること。
    - ウ 学校の働き方改革に関すること。
    - エ 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部活動に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 12 教職員課職員制度室においては、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
    - ア 職員団体に関すること。
    - イ 職員制度の調査研究に関すること。
    - ウ 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 教職員事務課

- 1 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の職務の級及び号俸の決定その他任命権者としての事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 教育長の給与並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与の支給に関すること。
- 3 特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の報酬等の支給に関すること。
- 4 道立学校の職員及び県費負担教職員の給与費の負担に関すること。
- 5 電子計算機により前号に掲げる職員等の給与に関する情報の整理、蓄積、解析その他の処理を行い、及びそれらの結果を利用に供すること。
- 6 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に関すること。

- 7 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。
- 8 教職員事務課担当課長は、教職員事務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - ア 所管機関（道立学校に限る。）の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に関すること。
  - イ 所管機関（道立学校に限る。）の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。

#### 福 利 課

- 1 事務局の職員及び所管機関の職員の保健、厚生及び福利に関すること。
- 2 県費負担教職員の保健、厚生及び福利に関し、調査し、及び企画し、並びに市町村の教育委員会に対し、指導及び助言を与えること。
- 3 教育関係職員の福祉相談及び労働基準法（昭和22年法律第49号）による貯蓄金の管理を行い、並びに勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）による協力、指導等を行うこと。
- 4 公立学校共済組合北海道支部に関すること。
- 5 教育関係職員の厚生及び福利に関し、互助団体に対し指導、助言及び援助を与えること。
- 6 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員並びに道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償に関すること。
- 7 教育委員会の任命に係る職員であった者の恩給に関する事務を処理すること。

## 2 高等学校への生徒の就学状況

### (1) 入学定員

(単位：人)

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学校卒業生			44,989	44,255	42,496	40,983	41,845
入学定員	国・公立	全日制	34,260	33,610	32,290	31,050	31,050
		定時制	2,320	2,320	2,320	2,200	2,200
		計	36,580	35,930	34,610	33,250	33,250
	私立		11,574	11,397	11,257	11,207	11,247
	計		48,154	47,327	45,867	44,457	44,497
中学校卒業生に対する入学定員の比率(%)			107.0	106.9	107.9	108.5	106.3
公立の募集学級増減数		増	15	23	14	17	20
		減	△ 21	△ 29	△ 37	△ 36	△ 20

### (2) 中学校卒業生に対する入学定員、入学者数の推移

年度	中卒者に対する入学定員の比率(%)		中卒者に対する入学者数の比率(%)	
		上昇率	北海道	全国
平成30年度	107.0	-0.5	96.5	96.3
令和元年度	106.9	-0.1	96.5	95.9
令和2年度	107.9	1.0	95.9	95.6
令和3年度	108.5	0.6	95.3	95.5
令和4年度	106.3	-2.2	94.2	94.3

### (3) 公立高等学校等入学者選抜状況

(単位：人)

区分	令和4年度(令和4年3月実施)			令和5年度(令和5年3月実施)		
	募集人員	受検者	合格者	募集人員	受検者	合格者
全日制	30,890	29,419	26,393	30,130	28,491	25,628
定時制	1,970	964	860	1,970	979	876
計	32,860	30,383	27,253	32,100	29,470	26,504

## 3 公立高等学校生徒への学資金貸付事業の概要

区分		貸付人数(人)	貸付金額(千円)	備考
(公財)北海道高等学校奨学会奨学金	学年進行による貸付	283	74,560	貸付月額 25,000円 20,000円 15,000円 10,000円 から選択制
	新規貸付	128	33,315	
	計	411	107,875	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費	学年進行による貸付	21	3,052	貸付月額 14,000円
	新規貸付	17	2,184	
	計	38	5,236	

#### 4 特別支援教育の対象児童生徒の就学状況

区 分	就学者数（人）		
	特別支援学校	特別支援学級	計
視覚障害	107	56	163
聴覚障害	197	77	274
知的障害	5,087	6,417	11,504
肢体不自由	597	243	840
身体虚弱・病弱	28	351	379
言語障害	0	560	560
情緒障害	0	10,677	10,677
合計	6,016	18,381	24,397

#### 5 特別支援教育就学奨励費の概要

（単位（人数）：人、単位（金額）：千円）

区 分	教科用 図書 購入費	学校 給食費	交 通 費				現場 実習費	交流 学習費	寄宿舎居住に伴う経費			
			通学費		帰省費				寝具 購入費	日用品等 購入費	食費	
			本人	付添人	本人	付添人						
幼稚部	人数	0	31	33	32	2	2	0	0	1	1	2
	金額	0	1,262	1,351	717	185	138	0	0	4	16	165
小学部	人数	0	1,133	975	710	163	112	0	0	14	56	76
	金額	0	51,727	10,954	10,894	2,636	2,991	0	0	66	1,884	5,937
中学部	人数	0	733	548	331	227	147	46	2	20	88	108
	金額	0	39,712	6,300	4,376	4,338	3,545	16	1	97	3,588	9,822
高等部 (本・別)	人数	1,561	2,991	1,901	310	2,358	164	1,654	5	324	884	1,150
	金額	26,299	157,508	97,418	4,772	75,139	7,175	6,756	2	1,504	24,590	113,989
高等部 (専)	人数	28	26	2	0	19	0	13	0	0	13	19
	金額	3,312	1,512	159	0	2,755	0	4	0	0	546	2,392
計（金額）	29,611	251,721	116,182	20,759	85,053	13,849	6,776	3	1,671	30,624	132,305	

区 分	修 学 旅 行 費						職場 実習費 (宿泊費)	学用品 購入費	新入学児 童生徒学 用品費等	ICT機器 加算分	オンライン 学習 通信費	計	
	修学旅行費		校外活動費		宿泊生活訓練費								
	本人	付添人	本人	付添人	本人	付添人							
幼稚部	人数	0	0	18	5	0	0	28	0	0	0	155	
	金額	0	0	16	6	0	0	205	0	0	0	4,065	
小学部	人数	197	12	423	11	0	0	1,045	155	0	1	5,083	
	金額	3,116	130	2,248	46	0	0	7,920	4,289	0	4	104,842	
中学部	人数	228	17	342	13	0	0	689	204	0	1	3,744	
	金額	8,543	512	3,778	135	0	0	8,889	7,179	0	1	100,832	
高等部 (本・別)	人数	975	23	1,398	19	0	0	83	2,556	946	2,502	11	21,815
	金額	73,163	903	11,798	120	0	0	519	42,817	45,008	96,075	47	785,602
高等部 (専)	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,680
計（金額）	84,822	1,545	17,840	307	0	0	519	59,831	56,476	96,075	52	1,006,021	

## 6 学校給食の実施概況

### (1) 学校給食実施状況

区分 種別	学校総数	在学児童・生徒数	給食区分	実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
	校	人		校	%	人	%
小学校	959	225,847	完全給食	934	97.4	224,894	99.5
			補食給食	7	0.7	479	0.2
			ミルク給食	8	0.8	463	0.2
			計	949	99.0	225,836	99.9
中学校	556	117,299	完全給食	540	97.1	116,718	99.5
			補食給食	4	0.7	264	0.2
			ミルク給食	6	1.1	221	0.2
			計	550	98.9	117,203	99.9
合計	1,515	343,146	完全給食	1,474	97.3	341,612	99.5
			補食給食	11	0.7	743	0.2
			ミルク給食	14	0.9	684	0.2
			計	1,499	98.9	343,039	99.9

(注) 中学校は、中等教育学校前期課程を含む。

### (2) 管内別学校給食実施状況

(小学校)

種別 局名	学校 総 数	在 学 児 童 数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合計				未 実 施 校 数
			学 校 数	児 童 数	共同調理場		学 校 数	児 童 数	学 校 数	児 童 数	学 校 数	実 施 率	児 童 数	実 施 率	
					学 校 数	児 童 数									
空知	55	10,266	55	10,266	52	9,453	0	0	0	0	55	100	10,266	100	0
石狩	262	109,574	259	109,565	62	20,783	0	0	0	0	259	98.8	109,565	99.9	3
後志	57	7,606	57	7,606	51	6,463	0	0	0	0	57	100	7,606	100	0
胆振	68	16,640	67	16,640	67	16,640	0	0	0	0	67	98.5	16,640	100	1
日高	26	2,834	24	2,662	12	1,582	0	0	2	172	26	100	2,834	100	0
渡島	79	14,538	76	14,538	70	12,385	0	0	0	0	76	96.2	14,538	100	3
檜山	17	1,160	10	717	10	717	5	369	2	74	17	100	1,160	100	0
上川	111	20,343	107	20,167	65	10,713	0	0	3	176	110	99.0	20,343	100	1
留萌	17	1,609	14	1,458	9	1,185	2	110	1	41	17	100	1,609	100	0
宗谷	35	2,510	35	2,510	30	2,394	0	0	0	0	35	100	2,510	100	0
林-ㇿ	75	11,574	74	11,572	51	5,707	0	0	0	0	74	98.6	11,572	99.9	1
十勝	82	15,403	82	15,403	71	13,108	0	0	0	0	82	100	15,403	100	0
釧路	53	8,561	52	8,561	48	8,423	0	0	0	0	52	98.1	8,561	100	1
根室	22	3,229	22	3,229	22	3,229	0	0	0	0	22	100	3,229	100	0
合計	959	225,847	934	224,894	620	112,782	7	479	8	463	949	99.0	225,836	99.9	10

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

(中学校)

種別 局名	学校 総数	在 学 生 徒 数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合 計				未 実 施 校 数
			学 校 数	生 徒 数	共同調理場		学 校 数	生 徒 数	学 校 数	生 徒 数	学 校 数	実 施 率	生 徒 数	実 施 率	
					学 校 数	生 徒 数									
空 知	38	5,623	38	5,623	37	5,224	0	0	0	0	38	100	5,623	100	0
石 狩	137	54,990	133	54,902	36	10,787	0	0	0	0	133	97.0	54,902	99.8	4
後 志	36	4,147	36	4,147	31	3,516	0	0	0	0	36	100	4,147	100	0
胆 振	44	8,927	44	8,927	44	8,927	0	0	0	0	44	100	8,927	100	0
日 高	15	1,486	14	1,400	8	808	0	0	1	86	15	100	1,486	100	0
渡 島	38	7,680	38	7,680	38	7,680	0	0	0	0	38	100	7,680	100	0
檜 山	10	626	6	386	6	211	3	211	1	29	10	100	626	100	0
上 川	58	10,774	55	10,687	50	9,765	0	0	3	87	58	100	10,774	100	0
留 萌	12	873	10	801	6	650	1	53	1	19	12	100.0	873	100	0
宗 谷	22	1,346	22	1,346	18	1,271	0	0	0	0	22	100	1,346	100	0
林-ツカ	46	6,045	45	6,037	41	5,607	0	0	0	0	45	97.8	6,037	99.8	1
十 勝	46	8,306	46	8,306	41	6,954	0	0	0	0	46	100	8,306	100	0
釧 路	36	4,722	35	4,722	32	4,620	0	0	0	0	35	97.2	4,722	100	1
根 室	18	1,754	18	1,754	18	1,754	0	0	0	0	18	100	1,754	100	0
合 計	556	117,299	540	116,718	406	67,774	4	264	6	221	550	98.9	117,203	99.9	6

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

## (3) 学校給食施設設備状況

学校施設環境改善交付金	交 付 実 績		設置者数	箇所数
	施設総事業費	交付金額		
学校給食施設の新增築 (単独校調理場)	千円 398,886	千円 118,181	市町村 1	箇所 6
学校給食施設の新增築 (共同調理場)	126,027	42,195	3	3
学校給食施設の改築 (単独校調理場)	156,294	30,005	2	3
学校給食施設の改築 (共同調理場)	674,358	172,385	4	6
計	1,355,565	362,766	10	18

(注) 道立学校及び市町村立高等学校に係わる整備費を除く。

## (4) 夜間定時制高等学校給食実施状況(道立、市町村立)

区 分	総 数	完全給食	補食給食	計	未実施
学校数	34校	32校 (94.1%)	2校 (5.9%)	34校 (100%)	0校 (0.0%)
生徒数	1,821人	1,056人 (58.0%)	49人 (2.7%)	1,105人 (60.7%)	716人 (39.3%)

(注) 給食実施数は申出による人数である。(未実施数には未申出者を含む。)

## 7 令和4年度（2022年度）研究指定校等一覧

### (1) 文部科学省研究指定校等

#### [新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）（高校教育課）] ※新規

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。	R4～R6	釧路湖陵高校 大樹高校

#### [教育課程実践検証協力校事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等において、幼児児童生徒が学習に取り組む様子の観察等を通じて、学習指導上の様々な実践を客観的に検証することや全国的な学力調査等と学習の実施状況を相補的に捉えることにより、教育課程の基準の改善充実等に必要となる情報の収集等を行うことを目的とする。	R4	札幌北陵高校（数学） 有朋高校（定時制）（数学）

#### [スーパーサイエンスハイスクール（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図る。	H30～R4	釧路湖陵高校
	R元～R5	滝川高校
	R2～R6	札幌啓成高校 函館中部高校
	R3～R7	旭川西高校
	R4～R8	北見北斗高校

#### [がんの教育総合支援事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
がん教育に関する教職員及び外部講師の質の向上や指導方法の充実を中心に、がん教育を推進する。	R4	三笠市立三笠中学校 北海道富川高等学校 余市町立旭中学校 北海道江差高等学校 中富良野町立中富良野中学校 北海道興部高等学校 遠別町立遠別中学校 北海道釧路商業高等学校 稚内市立宗谷中学校 北海道中標津高等学校

### (2) 北海道教育委員会研究指定校等

#### [専門高校フューチャープロジェクト（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
将来の本道産業を支える人材を育成するため、農業高校と工業高校が大学や企業等と連携し、地域産業の課題解決に必要な資質・能力を育成するための実践研究を行い、成果を全道に広く普及することにより、本道における実践的な職業教育の充実を図る。	R2～R4	岩見沢農業高校 札幌工業高校

#### [就職指導の改善に関する研究（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
今日的な就職指導に当たっては、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力の育成が必要であることから、実践研究校を指定し、社会や職業への円滑な移行に向けた調査研究を行い、高等学校における就職指導の改善・充実を図る。	R4	伊達開来高校 静内農業高校 松前高校 旭川北高校（定時制） 白糠高校 標津高校

**[地域医療を支える人づくりプロジェクト事業（高校教育課）]**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す道立高等学校の生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、教育課程や指導方法の改善・充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努め、もって本道の高等学校教育全体の活性化に資する。	R4～R6	岩見沢東高校 室蘭栄高校 函館中部高校 北見北斗高校 釧路湖陵高校	小樽潮陵高校 苫小牧東高校 旭川東高校 帯広柏葉高校

**[高等学校における特別支援教育支援員配置事業（高校教育課）]**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置する。	R4	札幌西陵高校 恵庭南高校（定時制） 追分高校 旭川北高校（定時制） 清里高校	石狩翔陽高校 士別翔雲高校 旭川西高校 月形高校 上磯高校

**[小規模総合学科等の高校魅力化推進事業（高校教育課）]**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
小規模となった総合学科設置校、単位制導入校及び連携型中高一貫教育導入校等が実施する高校の魅力化に向けた取組を支援し、これらの高校の教育環境の充実を図るとともに、その成果の普及を図ることにより、本道の高校教育全体の活性化に資する。	R4	美唄尚栄高校 浦河高校 斜里高校 池田高校 音更高校 湧別高校 羅臼高校	余市紅志高校 留辺蘂高校 標茶高校 登別青嶺高校 鶴川高校 鹿追高校

**[地学協働活動推進実証事業（北海道CLASSプロジェクト）（社会教育課）]**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
地域コーディネーターの活用により、地域と高校が協働・融合した体制を構築し、地域や産業界に求められる人材を育成する。	R3～R5	〔推進校〕 当別高等学校 白老東高等学校 上富良野高等学校 帯広三条高等学校	〔連携校〕 夕張高等学校 鶴川高等学校 豊富高等学校 本別高等学校

**[STEAM教育推進事業（特別支援教育課）]※新規**

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
知的障がい特別支援学校の高等部職業学科設置校に設置されている普通科において、STEAM教育の観点から教科等横断的な実践を行うことにより、学習指導要領で重視されている探求の過程を重視した教育課程の改善・充実を図る。	R4	釧路鶴野支援学校 札幌あいの里高等支援学校 旭川高等支援学校	紋別高等養護学校 函館高等支援学校 中札内高等養護学校

[学校力向上に関する総合実践事業（実践指定校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
<p>管理職のリーダーシップの下で学校改善を推進し、実践成果を普及・啓発するシステムを構築する。</p>	<p>R4</p>	<p><b>芦別市立芦別小学校</b>                  芦別市立上芦別小学校                  芦別市立芦別中学校                  芦別市立啓成中学校  <b>美唄市立東小学校</b>                  美唄市立中央小学校                  美唄市立東中学校                  美唄市立美唄中学校  <b>石狩市立石狩中学校</b>                  石狩市立石狩八幡小学校                  石狩市立生振小学校  <b>北広島市立東部中学校</b>                  北広島市立東部小学校                  北広島市立北の台小学校  <b>小樽市立稲穂小学校</b>                  小樽市立花園小学校                  小樽市立西陵中学校                  小樽市立菁園中学校  <b>倶知安町立倶知安中学校</b>                  倶知安町立倶知安小学校                  倶知安町立北陽小学校  <b>登別市立幌別小学校</b>                  登別市立幌別西小学校                  登別市立幌別東小学校                  登別市立幌別中学校                  登別市立西陵中学校  <b>伊達市立伊達小学校</b>                  伊達市立東小学校                  伊達市立伊達中学校  <b>浦河町立堺町小学校</b>                  浦河町立浦河小学校                  浦河町立浦河第一中学校  <b>えりも町立えりも中学校</b>                  えりも町立えりも小学校                  えりも町立笛舞小学校                  えりも町立えりも岬小学校                  えりも町立庶野小学校  <b>函館市立桔梗小学校</b>                  函館市立中央小学校                  函館市立北美原小学校                  函館市立昭和小学校                  函館市立亀田中学校  <b>函館市立駒場小学校</b>                  函館市立深堀小学校                  函館市立柏野小学校                  函館市立深堀中学校  <b>七飯町立七重小学校</b>                  七飯町立藤城小学校                  七飯町立峠下小学校                  七飯町立七飯中学校  <b>厚沢部町立厚沢部小学校</b>                  厚沢部町立館小学校                  厚沢部町立鶉小学校                  厚沢部町立厚沢部中学校</p>	<p><b>旭川市立大有小学校</b>                  旭川市立近文小学校                  旭川市立北光小学校                  旭川市立北門中学校  <b>名寄市立名寄中学校</b>                  名寄市立名寄南小学校                  名寄市立智恵文小学校                  名寄市立名寄西小学校                  名寄市立智恵文中学校  <b>名寄市立名寄東中学校</b>                  名寄市立名寄小学校                  名寄市立風連中央小学校                  名寄市立中名寄小学校                  名寄市立名寄東小学校                  名寄市立風連中学校  <b>留萌市立留萌小学校</b>                  留萌市立港北小学校                  留萌市立港南中学校  <b>稚内市立稚内南小学校</b>                  稚内市立稚内中央小学校                  稚内市立稚内港小学校                  稚内市立稚内中学校                  稚内市立稚内南中学校  <b>中頓別町立中頓別小学校</b>                  浜頓別町立浜頓別小学校                  中頓別町立中頓別中学校                  浜頓別町立浜頓別中学校  <b>網走市立網走小学校</b>                  網走市立潮見小学校                  網走市立南小学校                  網走市立第一中学校                  網走市立第三中学校  <b>北見市立三輪小学校</b>                  北見市立西小学校                  北見市立光西中学校  <b>大樹町立大樹小学校</b>                  広尾町立広尾小学校                  広尾町立豊似小学校                  大樹町立大樹中学校                  広尾町立広尾中学校  <b>帯広市立広陽小学校</b>                  帯広市立啓西小学校                  帯広市立西陵中学校  <b>釧路市立清明小学校</b>                  釧路市立湖畔小学校                  釧路市立武佐小学校                  釧路市立青陵中学校  <b>鶴居村立鶴居中学校</b>                  鶴居村立鶴居小学校                  鶴居村立幌呂小学校                  鶴居村立下幌呂小学校                  鶴居村立幌呂中学校  <b>別海町立別海中央小学校</b>                  別海町立中西別小学校                  別海町立別海中央中学校</p>

※太字は中核校（加配校）

[北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業（実践校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
総合的な学習の時間において、郷土に対する愛着等をはぐくむ教育の充実を図る。	R4	岩見沢市立東小学校 滝川市立明苑中学校 石狩市立双葉小学校 北広島市立西の里中学校 恵庭市立恵庭小学校 真狩村立真狩小学校 ニセコ町立ニセコ中学校 白老町立白老小学校 室蘭市立室蘭西中学校 登別市立青葉小学校 平取町立平取小学校 新冠町立新冠中学校 日高町立門別小学校 長万部町立長万部中学校 木古内町立木古内中学校 七飯町立大中山中学校 知内町立知内小学校	鹿部町立鹿部中学校 上ノ国町立上ノ国中学校 富良野市立樹海学校（前期課程） 鷹栖町立北野小学校 増毛町立増毛中学校 猿払村立拓心中学校 大空町立東藻琴中学校 北見市立豊地小学校 網走市立呼人中学校 更別村立上更別小学校 足寄町立大誉地小学校 陸別町立陸別小学校 釧路町立昆布森小学校 釧路町立昆布森中学校 浜中町立茶内中学校 羅臼町立春松小学校 別海町立中春別小学校

## 8 道立学校職員、県費負担教職員の人事異動の概況

### (1) 新採用

(小・中学校)

種別 区分	小 学 校					中 学 校													合計	
	教科 教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	家庭	英語	技術	養護教諭	栄養教諭	事務職員		計
5.5.1現在	306	42	11	21	380	21	28	30	34	27	10	24	11	34	3	32	4	12	270	650

(高等学校)

種別 区分	国語	数学	社会	理科	保健	音楽	英語	家庭	農業	工業	商業	水産	看護	美術	情報	福祉	養護教諭	計
5.5.1現在	26	23	24	19	19	5	29	3	6	10	4	1	1	1	3	0	16	190

(特別支援学校)

種別 区分	学部等 小中高等 学部部部	自立活動	栄養教諭	養護教諭	計
5.5.1現在	94	2	9	105	

### (2) 転任

(小・中学校)

異動態様 区分	小・中学校間					へき地・非へき地間				
	小～小	小～中	中～中	中～小	計	へ～へ	へ～非	非～へ	非～非	計
5.5.1現在	2,213	155	1,507	90	3,965	1,052	518	460	1,935	3,965

異動態様 区分	郡部・市部間						全道異動			
	郡～郡	郡～市	市～郡	市～市	同一町村内	同一市内	計	管内	全道	計
5.5.1現在	879	668	632	754	208	824	3,965	3,677	288	3,965

(高等学校)

異動後 異動前	特A群	A群	B群	C群	D群	特D群	計
A群	129	32	19	25	12	2	219
B群	53	46	35	26	12	0	172
C群	38	43	15	35	10	0	141
D群	12	25	16	21	11	1	86
特D群	2	1	2	0	2	0	7
5.5.1現在	234	147	87	107	47	3	625

(特別支援学校)

異動後 異動前	A群	B群	C群	計
A群	29	45	36	110
B群	37	18	21	76
C群	63	46	10	119
5.5.1現在	129	109	67	305

### (3) 退職（令和4年度（2022年度）末）

種別 区分	普通	傷病	定年	勸奨	道外転出	その他	計
小学校	144	0	351	71	70	0	636
中学校	92	0	211	43	57	0	403
高等学校	35	0	320	25	15	0	395
特別支援学校	25	0	100	19	8	0	152

## 9 教職員の研修

### (1) 教職員育成課所管の研修

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
教職員等中央研修	教育改革の最新動向や適切な学校運営、学校組織マネジメント等の重要課題に関する高度な知識等を習得し、各地域において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭等の教職員の育成を図る。	4月～3月	・集合・宿泊型 ・ハイブリッド型 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター ・オンライン (研修により異なる)	27人	
学校運営研修	新任教務主任のほか、教務・研修を推進する教諭に対し、講義や協議、演習を通じて、教育計画の立案を含むカリキュラム・マネジメントに関する実践的な研修を行い、学校運営の中核となる教員として必要な資質能力の向上を図る。	6月3日～7月6日 (1～2日間)	全道9会場 (オンライン含)	366人	オンデマンド形式による研修も含
高等学校教育課程研究協議会	高等学校及び特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、各教科等における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力の向上を図る。	手引作成会議	7月19～20日	札幌市	104人
		指導助言者研究協議会	8月19日	札幌市	97人
		研究協議会	12月8日	全道4会場	288人
高等学校産業教育実技講座	産業教育を担当する教諭に対し、協議や実技等を通じて、教科実習等の指導方法に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	水産	8月3日～5日	函館水産高等学校 函館水産試験場	12人
		看護	12月12日	札幌看護専門学校	4人
		家庭	3月13日・14日	藤女子大学 花川キャンパス	9人
高等学校産業教育長期実技研修	産業教育を担当する教諭を大学及び産業に関する研究機関等に派遣し、各機関の指導のもとに研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	工業	7月～3月 (20日間)	・室蘭工業大学 ・北海道情報専門学校 ・日本工学院北海道専門学校 ・北海道職業能力開発大学院	1人
		商業	8月～1月 (12日間)	・さっぽろ高齢者福祉生活協同組合 ・社会福祉法人音別題いの郷 ・釧野販促企画株式会社	1人
		農業	7月～3月 (9日間)	・岩見沢市情報政策室 ・上川農業試験場	1人
生徒指導研究協議会	生徒指導上の諸課題に関する研究協議を行い、学校、家庭及び地域社会が連携協力した取組の充実を図るとともに、教員の実践的指導力の向上を図る。	6月から9月までの2日間 (1日分のオンデマンド研修を含む)	オンライン	789人	
進路指導対策会議	高等学校、特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議し、進路指導の充実を図る。	4月21日	14管内 (オンライン)	181人	
大学院研修派遣	教員を大学院及び教職大学院に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。	1～2年間	東京学芸大学大学院 北海道教育大学 教職大学院	15人	新規のみ

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階教員研修	採用1年目から5年目までの教諭等に対し、学習指導や学級経営、地域との連携、生徒指導等に関する研修を行い、初任段階教員としての資質能力の向上を図る。	4月1日～3月31日	14管内 (オンライン含)	4,094人	
特別支援教育担当教員長期派遣	特別支援学校の中堅教員を特別支援教育の研究機関に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。	4月1日～3月31日 (1年間)	筑波大学特別支援教育連携推進グループ	1人	
特別支援教育教育課程研究協議会	特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、特別支援学校における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	手引執筆会議	9月13～15日	札幌市	12人
		指導助言者研究協議会	11月28日	オンライン	20人
		研究協議会	12月6～7日	オンライン	291人
小学校教育課程編成協議会	小学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	9月～10月	オンライン	400人	
中学校教育課程編成協議会	中学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	9月～10月	オンライン	350人	
新任校長・副校長・教頭研修	新任の管理職に対し、講義や協議、演習等を通じて、組織マネジメント、危機管理、人材育成等に関する実践的な研修を行い、管理職として必要な資質能力の向上を図る。	5月～11月	オンライン	483人	
教員長期社会体験研修	教員を民間企業、社会福祉施設、社会教育施設等の学校以外の施設に長期間派遣し、社会の構成員としての視野を広げることを通じて、教員の育成を図る。	実施なし			
公立学校長期研修派遣	教員を道内の研修機関等において研究員等として長期間集中して研修する機会を設け、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備え、地域や学校における指導的役割を果たしうる教員の養成を図る。	4月1日～3月31日 (1年間)	道立特別支援教育センター	1人	
中堅教諭等資質向上研修	在職期間が原則10年に達した中核的な役割が期待される教諭等に対し、講義や協議、演習等を通じて、カリキュラム・マネジメント等に関する実践的な研修を行い、中堅教員として必要な資質能力の向上を図る。	5月～2月	14管内 (オンライン含)	608人	

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
公立小・中学校新採用事務職員研修	市町村立学校の新採用事務職員に対し、職務遂行に必要な事項に関する基礎的な内容等について研修を行い、学校事務職員としての心構え及び学校事務の基礎的な能力の育成を図る。	7月～9月	オンライン	28人	オンデマンド形式による研修も含
公立小・中学校現任事務職員研修	小・中学校の現任の事務職員を対象として、総務・財務に関する事務や校務運営への参画等に関する研修を行い、事務職員の資質の向上を図る。	10月～11月 (1日間)	オンライン (2ブロック)	52人	
公立小・中学校事務主任・事務主幹研修	小・中学校の事務主任・事務主幹を対象として、総務・財務等に関する事務や校務運営への参画、人材育成等に関する研修を行い、事務主任・事務主幹の資質の向上を図る。	12月 (1日間)	オンライン (2ブロック)	288人	
「チーム学校」を推進する校長及び新たなミッションを担う事務職員研修会	「新たなミッションを担う事務職員」配置校の校長及び加配事務職員に対し、学校組織マネジメントの在り方に関する講義や、加配事務職員が担う役割に関する事例紹介等を行い、配置校における学校力の向上に資する。	7月～10月	オンライン	112人	オンデマンド形式による研修も含

## (2) 幼児教育推進センター所管の研修

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
幼児教育初任保育者研修	幼児教育施設の初任保育者を対象に、幼児教育に関する基礎的、基本的な内容について研修を行い、指導力の向上を図る。	5月～3月	オンライン	456人	オンデマンド形式による研修も含
幼児教育施設長研修	施設長に対し、施設運営、教育指導上の諸問題について、講義等を行い、幼児教育の充実を図る。	7月～9月	オンライン	164人	オンデマンド形式による研修も含
幼児教育中堅保育者資質向上研修	在職期間が10年に達した者のほか、在職期間が7年に達した保育者で、任命権者又は保育者が所属する幼児教育施設の長が対象として適当と認められた者に対し、幼児教育に関する様々な教育課題等について、個々の能力、適性等に応じた研修を行い、指導力の向上を図る。	9月～3月	オンライン	229人	オンデマンド形式による研修も含

### (3) 生徒指導・学校安全課所管の研修

名称	目的	期間		会場（派遣先）	参加人員	備考
学校安全推進会議	教職員等に対し、安全教育・安全管理に関する取組について協議等を行い、安全教育等の充実を図る。	9月～1月		11管内 （オンライン含）	482人	
学校安全教室	学校における安全教育の充実のため、講義及び実技講習を行い、教職員の資質・能力の向上を図る。	10月19日～11月10日		3管内 （オンライン含）	105人	
ネットパトロール講習会等指導者養成研修会	教諭等に対し、学校等におけるネットパトロールに関する研修を行い、各地域の講習会や保護者向け学習会の講師を養成する。	6月24日		14管内 （オンライン）	58人	
被災地域の学校支援に関する研修会	道内において大規模災害が発生した場合に備え、学校の早期再開支援の方法や体制づくりについて理解を深める。	1回目	6月27日	14管内 （オンライン）	111人	
		2回目	2月1日		133人	

### (4) 健康・体育課所管の研修

#### [学校体育担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
武道講習会	保健体育科における武道に関する講習を実施し、教員の指導力の向上を図り、安全で円滑な武道授業の充実に資する。	9月6日 9月7日	旭川市総合体育館 千歳市開基記念総合武道館	49人	

#### [学校保健・安全担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考	
初任段階養護教諭研修（1年次）	新たに採用した養護教諭に対し、養護教諭の職務や役割などの基礎的、基本的な内容についての研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	第Ⅰ期	5月19日 ～6月3日	関係教育局（オンライン含）	76人	オンデマンド形式による研修
		第Ⅱ期	1月23日 ～2月3日			
初任段階養護教諭等研修（2年次）	初任段階養護教諭として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、オンデマンドによる先輩養護教諭の職務の視察等を通じて、保健室経営や健康課題の解決に向けた取組等に関する実践的な研修を行う。	5月～7月 10月～1月	12月～2月	60人	オンデマンド形式による研修	
初任段階養護教諭研修（3年次）	在職期間が2年に達した養護教諭に対し、講義、協議などを通じて、組織の一員として果たすべき役割などを学ぶ研修を行い、養護教諭としての実践的指導力の向上を図る。	10月5日～25日	関係教育局（オンライン含）	70人	オンデマンド形式による研修	
		12月～2月				
初任段階養護教諭研修（4年次）	在職期間が4年に達した養護教諭に対し、これまでの振り返りと取組の改善等に関する研修を行い、初任段階養護教諭として必要な資質能力の向上を図る。	5月～2月	関係教育局（オンライン含）	97人		

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階養護教諭等研修（5年次）	在職期間が5年に達した養護教諭に対して、保健教育、保健管理及び組織活動に関する研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	11月7日～11月28日	関係教育局（オンライン含）	56人	オンデマンド形式による研修
		10月～12月			
中堅養護教諭等資質向上研修	個々の能力、適正等に応じて、学校保健活動の事項に関する実践的な研修を行い、中堅養護教諭として必要な資質能力の向上を図る。	7月14日～15日	北海道第二水産ビル	33人	
健康教育推進研修会	教職員及び地域の保健関係者の健康課題（性、薬物乱用、アレルギー、新型コロナウイルス感染症等）に関する知識や理解を深めるとともに、養護教諭の資質向上と学校における健康教育の充実を図る。	12月9日	北海道自治労会館	120人	
がん教育研修会	教職員及び外部講師等が、がん教育の意義や効果的な指導方法、がんについての正しい知識及び学校と外部講師との連携の在り方などについて理解を深め、学校におけるがん教育の充実を図る。	11月16日	函館市民会館（オンライン含）	70人	
現職教育講座派遣	(独)教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	11月	オンライン	3人	

#### [栄養教諭・学校栄養職員]

名 称	目 的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階栄養教諭等研修（1年次）	採用1年目の栄養教諭に対し、食に関する指導及び給食管理について基礎力を身に付ける研修を行い、栄養教諭の資質向上を図る。	第Ⅰ期 5月26～27日	本庁（オンライン含）	11人	
		第Ⅱ期 11月24日		11人	
初任段階栄養教諭等研修（3年次）	在職期間が2年に達した栄養教諭に対し、食に関する指導及び給食管理について実践力を高める研修を行い、栄養教諭の資質向上を図る。	12月15～16日	本庁（オンライン含）	16人	
初任段階栄養教諭研修（5年次）並びに栄養教諭・学校栄養職員経験者研修	採用5年目の栄養教諭等に対し、講義や協議、演習等を通じて、食に関する指導及び給食管理に関する実践的な研修を行い、初任段階栄養教諭として必要な資質能力の向上を図る。	2月9～10日	本庁（オンライン含）	(5年次) 9人 (経験者) 2人	
食育推進研究協議会	学校・家庭・地域が連携・協働した食育推進体制の下、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導を充実させるため、栄養教諭・学校栄養職員、教員等の関係者が一堂に会し、講演並びに研究協議等を行い、学校における食育の推進を図る。	10月12日	各学校ほか（オンライン）	124人	
現職教育講座派遣	(独)教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	12月1～28日	(独)教職員支援機構（オンライン）	4人	

#### (5) 総務課所管の研修

名 称	目 的	期 間		会場（派遣先）	参加人員	備考
新採用職員研修	職員としての自覚と責任の確立を図るとともに、道教育行政への理解を深め、職務に必要な基礎知識及び態度を習得させ、職場に適應する能力の育成を図る。 また、道教委職員としての意識の共有やネットワークの構築を図る。	前期	5月16～ 17日	札幌市	101人	
		後期	10月13～ 14日	札幌市	94人	
若手リーダー養成研修	道教委職員3年目としての立場と役割を意識し、先輩職員としてのあり方を考えるとともに、業務にも職場にも慣れてきた採用3年目の職員が身に付けておくべき知識を習得する。	9月29日～ 30日		札幌市	62人	
新任主任級研修	組織を支える中堅職員として、これからのキャリアを考えて、より主体的・積極的に行動できるよう必要な知識やスキルを習得する。	8月25日		札幌市ほか	38人	
新任事務主任研修	事務主任として、必要な知識や確かな課題解決能力を高めるとともに、職務遂行能力の向上を図る。	7月5日～ 6日		各所属	19人	
現任事務主任研修	事務主任としての役割について認識を深め、職務遂行能力の向上を図るとともに、学校運営に関する識見を高める。	10月21日		各所属	10人	
新任事務長研修	管理職員として、学校経営に参画する立場であることについての自覚を促すとともに、部下職員の指導・育成や業務の執行管理などマネジメント能力の向上を図る。	5月30日～ 31日		各所属	17人	
新任指導主事等研修	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事として、必要な知識や指導方法等を習得させるとともに、教育行政における職務遂行能力を養成する。	7月21日		札幌市	39人	
新任指導班主査等研修	指導班主査等として職務遂行上必要な専門知識や指導技術を習得させることにより、資質能力の向上を図る。	7月22日		札幌市ほか	18人	
新任社会教育主事研修	新任社会教育主事として必要な専門分野の知識や指導方法を習得させ、社会教育行政における職務遂行能力の養成を図る。	6月23日		札幌市	8人	
新任社会教育指導班主査等研修	新任の班主査等として必要な専門分野の知識や監督者に関する知識・技能の習得など職務遂行上の能力、及び公務員倫理の確立と意識改革を図る。	6月16日		各所属	5人	
集合研修	職場内において、職務を通じ、又は職務と関連させながら、所属する職員の資質・能力の向上を図る。	4月～3月		各所属ほか	2,199人	

## (6) 道立教育研究所における研修

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
校長の学校経営力向上研修（働き方改革）	少人数での深い協議や受講者同士の実践交流を通して、学校改善をともなった働き方改革の推進について理解を深めるとともに、働き方改革を推進する組織マネジメント構築やリーダーシップ発揮の実践について見直しをもつ。	6月8日～20日 6月21、22日 9月27、28日	32人	
教頭の学校運営力向上研修 ～教頭が行う人材育成と組織的な課題解決の在り方～	学校経営方針の具現化に向け、校長の理念を教員に伝え、教頭としての役割を整理するとともに、意図的・組織的な人材育成の視点をもって実践的な業務の推進の見直しをもつ。	6月20日～7月4日 7月7日 9月20日	51人	
教頭とミドルリーダーで行う組織力向上研修	副校長・教頭とミドルリーダーが連携した組織的な学校運営について理解を深め、具体の業務をテーマに演習を行うことにより実践力を高め、学校の教育目標の実現に向けた学校運営の在り方を捉える。	8月1日～10日 8月29日 8月30日 8月31日	20人	
校長の学校経営力向上研修（経営ビジョン）	少人数での深い協議を通して、学校経営の本質について語り合い、目指す学校像について概念化・言語化を図ることにより、経営ビジョンを構想する力や分かりやすく伝える力を高める。	8月22、23、24、25日 12月1、2、8、9日	23人	
学習評価の充実に向けた教科研修 （高校 国語、地理歴史・公民、数学、英語）	学習評価についての理解を深め、観点別学習状況の評価についての演習等によって、高等学校の新学習指導要領に対応した授業改善のための実践的指導力の向上を図る。	6月7～21日 6月17日～7月1日 7月6、8、12、13日 11月15、16、17、18日	28人	
教科指導力向上研修 （中学校 国語、社会、数学、理科、英語）	道立高等学校入学者学力検査の結果や学力に関する各種調査結果から、本道の子どもたちの学力に係る課題を見だし、それをもとに創意工夫した授業を構築できる、実践的指導力（授業力）の向上を図る。	8月26日	63人	
科学的に探究する力を育む実践力向上研修【高等学校】	観察・実験を伴う実習による実体験等を通して、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する授業の在り方について、理解を深め、実践的指導力を向上させる。	7月20日～8月30日 9月1、2日 1月24日	21人	
問題解決の力を育む実践力向上研修【小学校】	観察・実験を伴う実習による実体験等を通して、問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成する授業の在り方について、理解を深め、実践的指導力を向上させる。	9月21日～10月5日 10月6、7日 1月31日	17人	
科学的に探究する力を育む実践力向上研修【中学校】	観察・実験を伴う実習による実体験等を通して、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する授業の在り方について、理解を深め、実践的指導力を向上させる。	10月13～11月8日 11月9、10日 2月7日	15人	

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
探究的な学習を充実させる理数探究 研修【高等学校】	SSH校における探究的な学習活動等 の指導場面の参観や講義・演習等 を通して、実践的指導力を向上さ せる。	10月28日 11月18日 12月13日	30人	
小学校外国語教育充実研修 ～外国語でコミュニケーションを図 る基礎となる資質・能力を育成する 指導の在り方～	コミュニケーションを図る基礎と なる資質・能力を育成する外国語 教育の授業づくりのねらいや進め 方について理解を深め、実践的な 指導力を高めるとともに、自校及 び域内の授業の改善・充実に貢献 する。	6月20～30日 7月5日 10月14、18日	18人	
英語カブラッシュアップ研修【小学 校】	コミュニケーションを図る基礎と なる資質・能力を育成するための 授業づくりに向けて、コミュニケー ションの目的、場面、状況を明確 にした言語活動のデザインや、児 童と英語で意味のあるやり取りが できる英語力を身に付ける。	8月23、30、31日	28人	
小学校外国語の単元づくりレベル アップ研修	コミュニケーションを図る基礎と なる資質・能力を育成する外国語 活動・外国語の単元づくりにつ いて理解し、児童に目指す資質・能 力を育成するための目的、場面、状 況を明確にした言語活動を構想す る力を身に付ける。	11月24日	11人	
中学校・高等学校外国語教育充実研 修 ～外国語でコミュニケーションを図 る資質・能力を育成する指導の在り 方～	コミュニケーションを図る資質・ 能力を育成する外国語教育の授業 づくりのねらいや進め方について 理解を深め、授業の改善・充実に 向けて実践的な指導力を高める。	6月21～30日 7月11日 9月12、16日 9月1～9日 9月26日 11月25日 12月5日	27人	
英語カブラッシュアップ研修【中・ 高等学校】	コミュニケーションを図る資質・ 能力を育成するための授業づくり に向けて、コミュニケーションの 目的、場面、状況を明確にした言 語活動をデザインし、授業を実際の コミュニケーションの場にするた めの英語力を身に付ける。	9月8日 10月5日 11月8日 12月6日	60人	
「特別の教科 道徳」指導力向上研 修	道徳科における「深い学び」 の実現のために設定した、受講者 個々の課題の解決に向けて、複数 の授業実践と受講者同士の協議・ 振り返りを往還することを通し て、実践的な指導力の向上を図 る。	5月19日 5月23～31日 7月5日 10月7日 1月26日	12人	
情報科教員の実践的指導力向上研修 ～科目「情報Ⅰ」の授業づくりの進 め方～	高等学校の担当教諭に対し、学習 指導要領の趣旨を踏まえた授業づ くりに関する研修を行い、実践的 指導力等の向上を図る。	5月9～20日 6月2、3日 6月16日 6月23日 9月8日	7人	
中学校技術教員の実践的指導力向上 研修 ～プログラミングによる問題の解決 を目指す授業づくりの進め方～	中学校の技術・家庭科担当教諭に 対し、プログラミングによる問題 解決に関する研修を行い、実践的 指導力等の向上を図る。	5月9～20日 6月2、3日 8月25日	7人	

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
商業科教員の実践的指導力向上研修 ～商業科目の授業づくりの進め方～	高等学校の担当教諭に対し、商業科の目標を踏まえた商業科目の授業づくりの進め方に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	5月16～31日 6月16～17日 10月14日	8人	
工業科教員の実践的指導力向上研修 ～科目「工業情報数理」の授業づくりの進め方～	高等学校の担当教諭に対し、工業科の目標を踏まえた科目「工業情報数理」の授業づくりの進め方に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	5月20～31日 6月29～30日 9月29日	10人	
児童生徒理解の進め方	生徒指導等を担当する教諭及び養護教諭に対し、児童生徒理解について理解を深め、組織的に児童生徒理解ができるための具体的な方策を得る。	5月30日 6月6～15日 6月28日 8月24日 9月1～13日 9月27日	19人	
いじめへの組織的な対応	いじめへの対応について理解を進めたい教諭及び養護教諭に対して、いじめの初期対応の在り方や重大事態への対応等、組織的な対応について理解を深め、外部機関との連携について理解を深める。	8月1～9日 9月16日 10月17～28日 11月4日	54人	
不登校児童生徒への支援の在り方	不登校についての理解を深めたい教諭及び養護教諭に対して、不登校に対する学習支援を含めた具体的な対応の在り方や未然防止に向けた組織的な方策を得る。	9月5～16日 10月7日 11月14～25日 12月16日	49人	
「総合的な探究の時間」実践研修	講義や研究協議を通じて、教科横断的に資質・能力を育成する学校体制の構築の道筋をつける。	5月12日 6月28日 7月28、29日 8月2、4、8日	69人	
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたICTの効果的な活用	外部講師による講義等を通し、授業におけるICTの活用方法や、授業改善の視点について深く考察することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたICTの在り方を理解する。	5月16日～6月7日 6月8日 10月4日	20人	
へき地・小規模校教育充実研修	自校の複式等の状況に応じた効果的な学年別指導等の在り方及び小規模校における課題解決の方策として遠隔合同授業などの多様な学習形態を取り入れた指導について理解を深め、へき地・小規模校における実践的指導力の向上を図る。	6月24日 9月22日	24人	
薬品取扱い研修【小・中・高等学校】	理科担当等の教諭に対し、理科薬品の安全かつ適切な取扱いに関する研修を行い、実践的指導力を向上させる。	7月15日	23人	

(7) 道立特別支援教育センターにおける研修

名 称	目 的	期 間	参加人員	備 考
特別支援教育摂食実技研修講座	摂食及び嚥下に課題のある幼児児童生徒に安心・安全な摂食指導が行えるよう、摂食・嚥下に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。	【事前研修】 8月1日～23日 【本研修】 8月24日～25日 【事後研修】 10月25日	10人	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 集合 【事後研修】 オンライン
教育相談実践研修講座	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の理解を深めるための教育相談等が必要となる知識・技能を身に付ける。	【事前研修】 9月5日～27日 【本研修】 9月28日～29日 【事後研修】 11月29日	24人	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 集合 【事後研修】 オンライン
特別支援教育ICT活用研修講座	特別な教育的支援を必要とする児童生徒にICTを活用した適切な指導・支援を行う上で必要な知識・技能を身に付ける。	【事前研修】 9月30日～10月18日 【本研修】 10月19日 【事後研修】 12月20日	69人	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 遠隔 【事後研修】 オンライン
特別支援教育専門性向上研修講座	各障がい種の教育課題の解決に向けた協議等を通して、担当する障がい種における特別支援教育の充実を図る取組を推進する力を身に付ける。	【事前研修】 10月11日 【本研修】 11月1日 【事後研修】 1月19日	49人	【事前研修】 オンライン 【本研修】 集合 【事後研修】 オンライン
自立活動研修講座 ①ベーシックコース ②アドバンスコース	自立活動の意義について理解を深め、指導内容の設定や効果的な指導の在り方を学ぶとともに、各教科等と関連させた指導を行う上で必要な知識を身に付ける。	【事前研修】 10月26日～11月16日 【本研修】 11月17日 【事後研修】 1月26日	81人 ※①と②の合計	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 ①ベーシック コース：オン ライン ②アドバンス コース：集合 【事後研修】 オンライン
寄宿舍指導員研修講座	幼児児童生徒の障がい特性と関わり方について理解を深め、将来の自立と社会参加に向けた指導や支援に必要な知識を身に付ける。	【事前研修】 11月17日～12月7日 【本研修】 12月8日 【事後研修】 2月8日	39人	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 オンライン 【事後研修】 オンライン
特別支援教育基本セミナー	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた指導や支援に関する知識・技能を身に付ける。	【事前研修】 4月22日～5月27日 【本研修】※3回実施 5月13日 19日 25日	133人 ※3回の合計	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 オンライン
特別支援教育コーディネーター基本コース	初めて特別支援教育コーディネーターを担当する教員が、教育相談等が必要となる基本的な知識・技能を身に付ける。	【事前研修】 5月10日～6月2日 【本研修】※2回実施 6月3日 6日（追加）	74人 ※2回の合計	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 オンライン
幼稚園等特別支援教育コース	特別な教育的支援を必要とする幼児の理解を深めるための基礎・基本や、早期からの切れ目のない一貫した支援に関する知識・技能等を身に付ける。	【事前研修】 7月1日～27日 【本研修】 7月28日	64人	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 オンライン
高等学校特別支援教育コース	特別な教育的支援が必要な生徒一人一人の障がいの特性に応じた指導や支援の充実に向け、基礎的な知識・技能を身に付ける。	【事前研修】 8月29日～9月19日 【本研修】 9月20日	30人	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 オンライン
通常の学級における特別支援教育コース ①教職員部会 ②管理職員部会	〔①教職員部会〕 ・通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒の指導や支援に必要な知識・技能を身に付ける。 〔②管理職員部会〕 ・学校教育全体で行う特別支援教育について、学校経営の視点から理解を深める。	【事前研修】 12月21日～1月12日 【本研修】 1月13日	104人 ※①と②の合計	【事前研修】 オンデマンド 【本研修】 オンライン

## 10 社会教育関係指導者等の研修

名称	目的	期間	会場	参加人員	備考
北海道社会教育セミナー	地域づくりや人づくりを推進する生涯学習・社会教育の中核を担う社会教育主事や生涯学習関係者が一堂に会して、地域の生涯学習・社会教育を推進する上での課題と、その解決に向けた方策について理解を図る。	6月2～3日	道民活動センター (オンライン)	214人	
社会教育主事講習	社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき文部科学省から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。	7月7日 ～ 1月29日	道民活動センター (オンライン)  札幌市、旭川市 函館市、帯広市 (一部日程集合型実施)	134人	
学校職員向け地学協働講習会	「社会に開かれた教育課程」の実現や「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の推進に向けて、学校と地域の教育課題に対応した地学協働の実際の取組事例や、教職員が地学協働へ主体的に参画することの意義と教職員の育成について理解を深める。	10月13日	道民活動センター (オンライン)	60人	オンデマンド形式による研修会
		11月15日	道民活動センター (オンライン)	29人	オンデマンド形式による研修会
スキルアップ研修会	地域住民の学び合いや参加者同士の議論を活性化させるためのコミュニケーション能力を身に付ける。	11月25日	道民活動センター (オンライン)	48人	オンデマンド形式による研修会
人権教育指導者研修会	人々が互いの個性を尊重し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を創造するために、対話や参加型を含めた学習手法により人権教育指導者の人権に関する理解を深めるとともに、それぞれの立場の人権教育に対する意欲を高め、指導技術の向上を図る。	12月9日	道民活動センター (オンライン)	64人	
地域生涯学習活動実践交流セミナー	北海道における生涯学習活動の一層の推進を図るため、実践事例の交流等を通じ、北海道における生涯学習推進上の課題解決を図る。	2月9～10日	道民活動センター (講演のみオンライン)	221人	
放課後活動推進協議会	「新・放課後子ども総合プラン」等の事業を推進する方々を対象に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた子どもへの活動支援の在り方について、専門的な講義や演習等を行い、放課後活動を支える人材の資質向上を図る。	6月～7月 10月～11月	函館市・稚内市・旭川市・留萌市・網走市・釧路市 (集合又はオンライン)	延べ 1,144人	
地域と学校の連携推進協議会	子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール」の仕組みを活用し、地域と学校とが相互に連携・協働しながら一体となって「地域学校協働活動」を充実させる方法等について理解を深める。	8月～11月	苫小牧市・留萌市・旭川市・稚内市・網走市・釧路市・帯広市・標津町 (集合又はオンライン)	426人	

## 11 道立青少年体験活動支援施設の利用状況

### [事業別利用人数]

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
主催事業	事業数	20	18	20	14	14	26
	実利用人数(人)	598	402	949	377	1,073	854
	延利用人数(人)	1,223	633	3,021	845	1,903	1,157
受入れ事業	団体数	493	246	168	156	257	380
	実利用人数(人)	14,569	8,506	5,678	6,305	5,884	8,061
	延利用人数(人)	29,340	15,939	9,344	9,803	11,485	13,100
合計	実利用人数(人)	15,167	8,908	6,627	6,682	6,957	8,915
	延利用人数(人)	30,563	16,572	12,365	10,648	13,388	14,257

### [対象別主催事業参加者数]

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学校	小学生	362	171	519	249	365	208
	中学生	24	12	26	3	25	11
	高校生	7	26	22	0	0	14
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0
	大学等	16	13	42	6	1	2
	計	409	222	609	258	391	235
社会教育団体	少年団体	0	0	0	0	0	156
	青年団体	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	156
その他	保育・園児	49	6	0	0	0	0
	家族	40	65	262	106	672	183
	老人クラブ	0	23	0	0	0	43
	企業等	0	0	0	0	0	0
	その他	100	86	78	13	10	237
	計	189	180	340	119	682	463
計		598	402	949	377	1,073	854

### [対象別利用団体数(受入事業)]

(単位：団体)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学校	小学生	68	48	45	46	56	9
	中学生	42	2	22	12	12	41
	高校生	21	3	8	4	19	7
	特別支援学校	8	1	2	0	2	4
	大学等	13	3	12	13	4	30
	小中高特部活動等	62	21	4	2	20	13
	計	214	78	93	77	113	104
社会教育団体	少年	98	118	4	1	60	82
	青年	7	7	0	0	1	0
	一般	136	0	9	3	0	8
	計	241	125	13	4	61	90
その他	保育・幼稚園	2	1	0	1	4	0
	家族	16	20	13	1	47	18
	老人クラブ	1	2	0	0	0	0
	企業等	15	20	0	73	3	17
	その他	4	0	49	0	29	151
	計	38	43	62	75	83	186
計		493	246	168	156	257	380

[対象別延利用人数（受入事業）]

(単位：人)

対 象 区 分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学 校	小学生	6,842	5,310	3,954	3,652	3,704	819
	中学生	5,479	261	1,725	987	513	4,303
	高校生	2,473	260	581	413	1,458	916
	特別支援学校	492	26	95	0	65	293
	大学等	993	94	407	905	208	381
	小中高特部活動等	2,873	939	399	127	1,315	800
	計	19,152	6,890	7,161	6,084	7,263	7,512
社会教育団体	少 年	7,685	8,542	294	50	2,592	2,210
	青 年	676	84	0	0	18	0
	一 般	800	0	456	143	0	227
	計	9,161	8,626	750	193	2,610	2,437
その他	保育・幼稚園	195	34	0	68	350	0
	家族	97	92	94	16	329	245
	老人クラブ	4	44	0	0	0	0
	企業等	613	0	0	10	73	522
	その他	118	253	1,339	3,432	860	2,384
	計	1,027	423	1,433	3,526	1,612	3,151
計		29,340	15,939	9,344	9,803	11,485	13,100

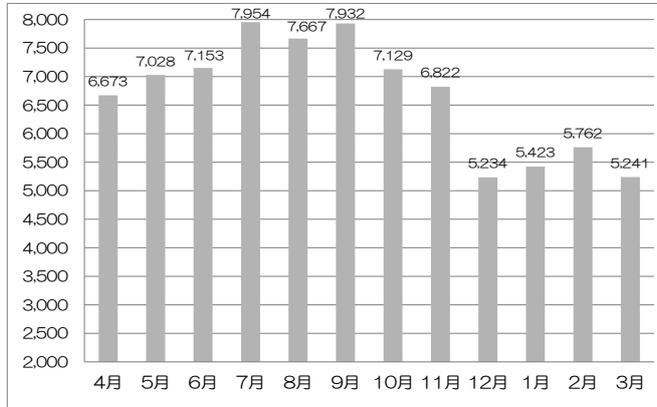
## 12 道立図書館の利用状況

### (1) 開館日数 (R4. 4. 1~R5. 3. 31)

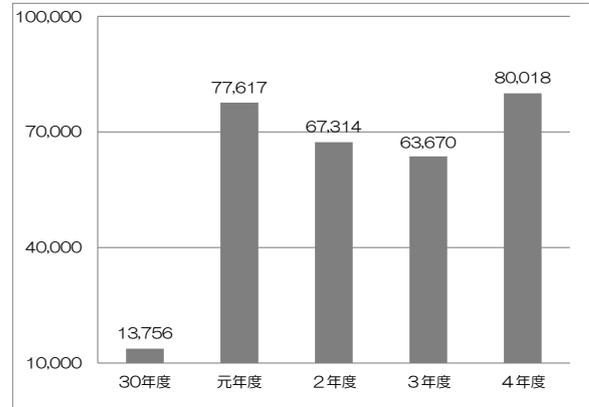
開館日	月末休館日	月曜日 祝日等 年末年始休館日
290日	12日	63日

### (2) 令和4年度入館者数 (80,018人)

【令和4年度月別入館者数】



【年度別入館者数】



※平成29年10月18日から平成31年4月1日まで臨時休館（臨時受取窓口設置）

### (3) 貸出数

【区別貸出冊数】

(単位：件)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力貸出	34,130	29,965	27,798	27,585	25,686
直接貸出	44,997	135,947	136,794	147,876	152,607
支援貸出	43,240	37,408	34,989	38,422	37,874
特別貸出	1,134	1,028	198	208	218
計	123,501	204,348	199,779	214,091	216,385

【機関別協力貸出冊数】

(単位：件)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共図書館	30,993	28,632	25,295	25,920	25,181
大学図書館	240	165	95	114	71
専門図書館	109	225	186	138	88
学校図書館	1,130	943	1,535	787	346
計	32,472	29,965	27,111	26,959	25,686

### (4) 電子図書館

(単位：件)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
閲覧タイトル数	—	—	—	—	7,038
閲覧数	—	—	—	—	17,078

※令和4年4月1日からサービス開始。「閲覧タイトル数」は、未購入タイトルや他者が閲覧中の「試し読み」を含む閲覧されたタイトルの延べ冊数

## (5) 調査相談（レファレンス）

### 〔調査内容〕

（単位：件）

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所蔵調査		1,786	4,655	5,201	6,156	4,876
文献・事項調査		2,213	5,281	4,132	4,549	6,202
計		3,999	9,936	9,333	10,705	11,078

### 〔受理区分別〕

（単位：件）

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
カウンター		977	6,939	6,440	7,243	8,486
電話・文書等		3,022	2,997	2,893	3,462	2,592
計		3,999	9,936	9,333	10,705	11,078

### 〔機関別〕

（単位：件）

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共図書館		322	254	378	339	238
大学図書館		34	44	22	76	37
専門図書館		24	8	13	20	16
学校図書館		17	18	1	3	0
官公庁		54	62	38	40	76
個人		3,548	9,550	8,881	10,227	10,711
計		3,999	9,936	9,333	10,705	11,078

## (6) 市町村支援事業

		令和4年度		
		支援市町村等	冊数	
I 図書館活動支援	1 運営相談・派遣事業	25市町村・団体	—	
	2 重点運営支援事業	1町	800	
	3 支援貸出事業	(1) 大量一括貸出し	34市町村	23,067
		(2) 事業貸出し	26市町村	948
	II 学校図書館連携支援	1 学校図書館運営相談事業	5町	—
2 道立学校図書館運営相談事業		2校	—	
3 学校ブックフェスティバル事業		20市町村	8,439	
4 学校図書館サポートボックス事業		17市町村	4,620	

### 13 道立美術館・博物館等の利用状況

(1) 道立近代美術館 (開館248日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	216,939	27,648	244,587	986
一般	188,765	23,670	212,435	
高校生・大学生	10,205	2,271	12,476	
中学生以下	17,969	1,707	19,676	
貸館	174,940			-
教育普及事業	2,934			-
その他施設利用等	62,502			-
計	484,963			-

(2) 道立三岸好太郎美術館 (開館265日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	2,512	6,709	9,221	34
一般	2,138	5,674	7,812	
高校生・大学生	291	649	940	
中学生以下	83	386	469	
教育普及事業	693			-
その他施設利用等	5,488			-
計	15,402			-

(3) 道立旭川美術館 (開館238日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	43,940	13,778	57,718	242
一般	36,855	11,231	48,086	
高校生・大学生	2,003	1,080	3,083	
中学生以下	5,082	1,467	6,549	
貸館	0			-
教育普及事業	1,206			-
その他施設利用等	25,494			-
計	84,418			-

(4) 道立函館美術館 (開館244日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	19,908	13,677	33,585	137
一般	16,908	11,342	28,250	
高校生・大学生	1,310	886	2,196	
中学生以下	1,690	1,449	3,139	
貸館	3,653			-
教育普及事業	576			-
その他施設利用等	6,778			-
計	44,592			-

(5) 道立帯広美術館 (開館247日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	25,970	16,437	42,407	171
一般	20,227	11,109	31,336	
高校生・大学生	969	580	1,549	
中学生以下	4,774	4,748	9,522	
貸館	0			-
教育普及事業	3,938			-
その他施設利用等	14,465			-
計	60,810			-

(6) 道立北方民族博物館 (開館325日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	19,985	26,864	46,849	144
一般	16,160	21,568	37,728	
高校生・大学生	701	2,022	2,723	
小学生・中学生	3,124	3,274	6,398	
教育普及事業	2,515			-
その他施設利用等	3,092			-
計	52,456			-

(7) 道立文学館 (開館309日 単位:人)

区 分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	12,830	5,319	18,149	58
一般	12,010	4,783	16,793	
高校生・大学生	420	370	790	
中学生以下	400	166	566	
貸館	356			-
教育普及事業	15,780			-
その他施設利用等	4,209			-
計	38,494			-

(8) 道立釧路芸術館 (開館270日 単位:人)

区 分	利用者数		1日平均
	企画展	計	
展覧会観覧	16,220	16,220	60
一般	14,897	14,897	
高校生・大学生	630	630	
中学生以下	693	693	
貸館	6,963		-
教育普及事業	8,434		-
その他施設利用等	9,001		-
計	40,618		-

(9) 道立埋蔵文化財センター (開館297日 単位:人)

区 分	入館者数	1日平均
大人	5,222	25
子ども	2,225	
計	7,447	

## 14 令和4年度（2022年度）に実施した調査

番号	年月	調査名	担当課
1	令和4年4月	令和4年度当初高等学校第1学年在籍者（出身地域別等）調査について	高校教育課
2	令和4年4月	公立高等学校入学者選抜における学校裁量に係る事項について	学力向上推進課
3	令和4年4月	公立高等学校入学者選抜実施結果状況について	学力向上推進課
4	令和4年4月	生乳汚染賠償責任保険及び生産物賠償責任保険の加入等について	高校教育課
5	令和4年4月 令和4年8月	見学旅行引率諸経費額調査	高校教育課 特別支援教育課
6	令和4年4月	令和4年度維持管理費等に係る調査について	施設課
7	令和4年4月	令和4年度高等学校及び中等教育学校（後期課程）教職員定数算定資料について	教育政策課
8	令和4年4月	日本手話の活用状況調査及び手話研修プログラムを活用した総合評価の調査（聾学校のみ）	特別支援教育課
9	令和4年4月	特定建築物環境衛生管理業務に係る汚泥等処分経費所要額調べについて	高校教育課
10	令和4年4月	令和4年度高等学校等の第1学年在籍者（出身地域別等）に関する調査について	高校教育課
11	令和4年4月	管内高等学校等の状況について	高校教育課
12	令和4年4月	令和4年度寄宿舎宿日直員(非常勤)に係る予算執行見込額及び配置状況について	高校教育課
13	令和4年4月	令和4年度公宅保有・居住状況等の調査について	施設課
14	令和4年4月	令和4年度高校生就業体験活動推進事業及び求人確保対策費に係る旅費の所要額調査について	高校教育課
15	令和4年4月	道立学校の災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定状況について	施設課
16	令和4年4月	令和3年度会計年度任用職員・非常勤職員任用状況調査について	高校教育課
17	令和4年4月	令和4年度公立小・中学校に係る学級編制の実態に関する報告書の提出について	教育政策課
18	令和4年4月	非常勤講師の総勤務時間数調について	教育政策課
19	令和4年4月	令和4年度公立高等学校等の寄宿舎に関する調査について	高校教育課
20	令和4年4月	令和5年度当初教職員人事に係る事前調査（一次）について	教職員課
21	令和4年5月	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体制整備状況について	健康・体育課
22	令和4年5月	労働安全衛生管理体制に関する調査について	福利課
23	令和4年5月	いじめの把握のためのアンケート調査	生徒指導・ 学校安全課
24	令和4年5月	いじめの問題への対応状況の調査	生徒指導・ 学校安全課
25	令和4年5月	いじめの問題への取組状況の調査	生徒指導・ 学校安全課

番号	年 月	調 査 名	担当課
26	令和4年5月	令和5年度再任用対象者の意向調査について	教職員課
27	令和4年5月	令和4年度特別支援教育就学奨励費算定資料について	特別支援教育課
28	令和4年5月	「北海道みんなの日条例」を踏まえた教育活動の実施について	教育政策課
29	令和4年5月	令和4年度道立高等学校運営費等に係るヒアリング及び産業教育設備に係る整備要望等について	高校教育課
30	令和4年5月	道立学校職員のストライクに係る対象者調べについて	福利課
31	令和4年5月	安全な武道授業の実施について	健康・体育課
32	令和4年5月	修学旅行引率教員数等調査について	高校教育課
33	令和4年5月	令和5年度財産管理費等予算要求に係る資料の提出について	施設課
34	令和4年6月	傷病による療養者の状況調べ（令和3年度）について	福利課
35	令和4年6月	赴任に伴う移転費用（引越料金）等に関する調査について	総務課
36	令和4年6月	不登校の早期発見・早期対応に向けた児童生徒への支援状況の把握について	生徒指導・ 学校安全課
37	令和4年6月	令和5年度当初予算要求に係る調査について	高校教育課
38	令和4年7月	令和4年度小・中学校の児童・生徒数確認調査について	教育政策課
39	令和4年7月	地域連携特例校・地域連携協力校等における連携した教育活動について	高校教育課
40	令和4年7月	北海道教育推進計画（2018年度～2022年度）における指標（高校教育課 高校教育指導グループ所管分）の令和3年度学校別実施状況の調査	高校教育課
41	令和4年7月	令和4年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程における生徒の実態等に関する調査について	高校教育課
42	令和4年7月	令和4年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程の体育・保健・安全に関する調査	健康・体育課
43	令和4年7月 令和4年12月	長期休業期間中の教員の勤務管理について	教職員課
44	令和4年7月	道立高等学校等における学校運営協議会の設置について	高校教育課
45	令和4年7月	事務職員の時間外勤務命令等について	教職員事務課
46	令和4年7月	令和4年度学校図書館の現状に関する調査	社会教育課
47	令和4年7月	消火器更新数量等調について	施設課
48	令和4年7月	令和4年度教育活動等に関する調査について	義務教育課
49	令和4年7月	令和4年度特別支援教育実態調査について	特別支援教育課
50	令和4年7月	施設整備の異動状況に係る調査について	施設課
51	令和4年8月	ヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修実施報告	生徒指導・ 学校安全課

番号	年 月	調 査 名	担当課
52	令和4年8月	令和5年度当初教職員人事に係る事前調査（二次）について	教職員課
53	令和4年8月	道立学校の学校給食及び寄宿舎給食における実施回数、保存食単価及び道立学校の給食施設整備（備品）に係る状況について	健康・体育課
54	令和4年8月	令和4年度報酬等執行状況調について	教育政策課
55	令和4年8月	道立学校における1人1台端末の活用状況の把握について	I C T 教育推進課
56	令和4年8月	令和4年度道立高等学校管理運営費等の配分予算に係る契約状況について	高校教育課
57	令和4年8月	令和4年度高等学校等就学支援金事業事務費の執行状況調査について	高校教育課
58	令和4年8月	道立特別支援学校におけるスクールバス及び実習用運搬車状況調査について	特別支援教育課
59	令和4年8月	令和4年度学校給食実施状況等調査について	健康・体育課
60	令和4年8月 令和5年2月	道立学校における部活動指導員配置事業に係る予算執行状況調査について	教職員課
61	令和4年8月	「北海道教育の日」協賛事業について	教育政策課
62	令和4年8月	学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査について	教職員課
63	令和4年8月	令和4年度維持管理費等に係る執行状況調査について	施設課
64	令和4年8月	語学指導等外国青年招致事業に係る所要額等調査について	高校教育課
65	令和4年8月	高等学校等就学支援金申請状況等調査について	高校教育課
66	令和4年9月	高等学校における通級による指導に係る調査について	高校教育課
67	令和4年9月	令和4年度高等学校等就学支援金に係る認定状況調査について	高校教育課
68	令和4年9月	令和5年度再任用受入希望教科等について	教職員課
69	令和4年9月	道立高等学校入学者選抜に係る入学願書(北海道立高等学校学則別記第3号様式)等の作成について	学力向上推進課
70	令和4年9月	令和5年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況等に関する調査について	高校教育課
71	令和4年9月	令和5年度学齢児童生徒数に関する報告書について	教育政策課
72	令和4年9月	令和4年度スクールカウンセラー等活用事業等に係る予算執行状況調査について	生徒指導・ 学校安全課
73	令和4年9月	特別支援学校の幼児・児童・生徒（見込）数調について	教育政策課
74	令和4年9月	事務職員の時間外勤務命令等について	教職員事務課
75	令和4年9月	校内LANの新ネットワーク移行状況について	I C T 教育推進課
76	令和4年9月	令和4年度公宅関係工事契約状況調査について	施設課
77	令和4年9月	令和4年度特別支援学校管理運営費（報酬等）に係る執行見込額等調査（令和4年9月1日付現在）について	特別支援教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
78	令和4年10月 令和5年1月	令和4年度高校生就業体験活動推進事業及び求人確保対策費に係る執行見込額の調査について	高校教育課
79	令和4年10月	令和5年度道立学校非常勤職員の任用更新に係る意向確認について	総務課
80	令和4年10月	令和4年度公立高等学校の在学者に関する調査について	高校教育課
81	令和4年10月	高校教育課高校企画・支援係所管分報酬等に係る令和5年度予算執行計画調査について	高校教育課
82	令和4年10月	教育職員の時間外勤務等に係る実態調査について	教職員課
83	令和4年10月	特別支援学校におけるスクールバス運行に当たっての安全管理に関する点検の実施について	特別支援教育課
84	令和4年11月	令和5年3月高等学校卒業予定者の就職試験に係る併願受験者数の調査について	高校教育課
85	令和4年11月	令和4年度公立小・中学校の体育・保健・安全に関する調査について	健康・体育課
86	令和4年11月	令和4年度空き公宅等に係る除雪経費所要見込額調べについて	施設課
87	令和4年11月	部活動に係る調査について	教職員課
88	令和4年11月	令和4年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	義務教育課
89	令和4年11月	令和4年度定期健康診断に係る第2次健康診断（精密検査）結果調について	福利課
90	令和4年11月	北海道教育委員会の任命に係る職員の復職及び全治正常勤務のための健康審査について	福利課
91	令和4年11月	教育財産の貸付による自動販売機設置事業者の公募に係る設置予定調査について	施設課
92	令和4年11月	令和4年度歳入歳出予算の決算見込額調について	高校教育課
93	令和4年11月	令和4年度及び令和5年度道立特別支援学校における学校給食状況について	健康・体育課
94	令和4年11月	令和4年度児童生徒のための相談窓口「おなやみポスト」運用についてのアンケート調査	生徒指導・ 学校安全課
95	令和4年11月	道立高等学校授業料等収入関係用紙所要数調について	高校教育課
96	令和4年11月	令和4年度教職員費報酬等決算見込額調について	教育政策課
97	令和4年11月	道立学校複写機賃貸借契約の更新等について	高校教育課
98	令和4年11月	公立高等学校等の外国語（英語）担当教諭の資格取得状況等の把握について	高校教育課
99	令和4年11月	令和4年度給食関係賄材料費決算見込額調について	健康・体育課
100	令和4年11月	体罰等に係る実態把握について	総務課
101	令和4年11月	令和4年度特別支援学校関係予算の決算見込額調について	特別支援教育課
102	令和4年11月	いじめに対する意識アンケート	生徒指導・ 学校安全課
103	令和4年12月	北海道高等学校「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」における学力テスト等の実施について	学力向上推進課

番号	年 月	調 査 名	担当課
104	令和4年12月	高等学校等学び直し支援金に係る調査について	高校教育課
105	令和4年12月	令和5年度当初配分に係る調査について	高校教育課
106	令和4年12月	令和4年度歳出・支払予算（財産管理費）決算見込額調査について	施設課
107	令和4年12月	道立学校における薬品等の取扱いについて	高校教育課 特別支援教育課
108	令和5年1月	令和5年度スクールバス（借上）に係る所要額等について	特別支援教育課
109	令和5年1月	令和4年度除排雪経費の執行状況について	高校教育課
110	令和5年1月	部活動指導員配置校に係るアンケートの実施について	教職員課
111	令和5年1月	令和5年度におけるボイラー等性能検査の対象施設の確認について	施設課
112	令和5年1月	教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握について	高校教育課
113	令和5年1月	令和5年度特別支援学校専門支援員の配置について	特別支援教育課
114	令和5年1月	60歳に達する日以後の任用及び給与に関する措置の内容等の情報の提供及び勤務の意思の確認について	教職員課 総務課
115	令和5年2月	令和4年度及び令和5年度特別支援学校管理運営費に係る所要額調査について	特別支援教育課
116	令和5年2月	北海道教育委員会特定事業主行動計画に係る実績について	教職員課
117	令和5年2月	多様なタイプの学校における教育活動に関する調査について	高校教育課
118	令和5年2月	令和5年度高等学校時間講師等経費の配分等について	教育政策課
119	令和5年2月	令和5年度道立特別支援学校管理運営費に係る報酬執行見込額調査について	特別支援教育課
120	令和5年2月	令和5年度スクールカウンセラー配置希望調査について	生徒指導・ 学校安全課
121	令和5年2月	学校保健委員会の設置状況等調査	健康・体育課
122	令和5年2月	見学旅行引率諸経費に係る決算見込額調査について	高校教育課 特別支援教育課
123	令和5年2月	令和4年度理科教育設備に係る要望調べについて	高校教育課
124	令和5年2月	地域創生に向けた高校の魅力化の取組状況について	高校教育課
125	令和5年2月	令和4年度卒業生（令和5年3月卒業）の進路内定・決定状況調査について	特別支援教育課
126	令和5年2月	令和5年度理科教育設備整備費等の事業計画について	特別支援教育課
127	令和5年3月	第2次募集後の入学予定者数等について	高校教育課
128	令和5年3月	「道立学校職員等のメンタル計画」の取組状況に係る総括資料について	福利課
129	令和5年3月	令和4年度歳入予算（授業料関係）の決算見込額調査について	高校教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
130	令和5年3月	令和4年度特別支援学校訪問教育指導旅費所要額調について	教育政策課
131	令和5年3月	令和5年度道立学校間連携について	高校教育課
132	令和5年3月	令和5年度道立高等学校の被服貸付について	高校教育課
133	令和5年3月	令和4年度歳入予算（各種証明書交付手数料）の決算見込額調について	高校教育課
134	令和5年3月	令和5年度被服貸付に係る所要数調について	特別支援教育課

## 北海道教育推進会議委員名簿

（任期：令和3年（2021年）12月1日 ～ 令和5年（2023年）11月30日）（敬称略）

氏 名	所 属 ・ 職 業 等	備 考
大 野 栄 三	北海道大学大学院教育学研究院教授	
杉 本 任 士	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授	
五十嵐 充	苫小牧市教育委員会教育長	～R4. 3. 31
福 原 功	苫小牧市教育委員会教育長	R4. 5. 26～
間 嶋 勉	長沼町教育委員会教育長	～R5. 4. 11
久保田 純 史	新十津川町教育委員会教育長	R5. 5. 25～
吉 田 信 興	札幌市立旭小学校長	～R4. 3. 31
紺 野 高 裕	札幌市立北九条小学校長	R4. 5. 26～ R5. 3. 31
森 田 智 也	札幌市立北園小学校長	R5. 5. 25～
野 崎 均	登別市立緑陽中学校長	～R5. 4. 28
森 田 聖 吾	旭川市立忠和中学校長	R5. 5. 25～
萩 澤 教 達	北海道PTA連合会顧問	～R5. 6. 10
菊 川 哲 平	北海道PTA連合会顧問	R5. 6. 29～
朝 倉 由紀子	SOC株式会社代表取締役社長	
中 村 栄 作	学校法人北海道科学大学監事	
江 川 順 一	立命館慶祥中学校・高等学校長	～R5. 3. 31
平 埜 理 恵	臨床心理士	
保 前 明 美	放課後子ども教室運営団体代表	
武 田 美 保	（公募委員）	

# 北海道教育推進会議条例

平成28年3月31日  
条例第20号

## (設置)

**第1条** 北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

**第2条** 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の点検及び評価について調査審議すること。
- (2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。

2 推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

## (組織)

**第3条** 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

## (委員及び特別委員)

**第4条** 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育に関する職務に従事する者
- (3) 児童又は生徒の保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

**第5条** 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門部会)

**第7条** 推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

## (会長への委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月30日までとする。

# 北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価に関する教育委員会規則

平成20年5月20日  
教育委員会規則第20号  
改正：平成27年3月31日  
教育委員会規則第2号

(趣旨)

**第1条** この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、道民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価等)

**第2条** 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

**第3条** 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

**第4条** 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の時点に関する事項
- (5) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (6) 事務の点検及び評価の結果の事務への反映に関する事項
- (7) 事務の点検及び評価に関する情報の公表に関する事項
- (8) 事務の点検及び評価の充実のために必要な措置に関する事項
- (9) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(補則)

**第5条** この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教育委員会規則第2号）

この教育委員会規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定を除き、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

# 北海道教育委員会の事務の点検及び評価に関する実施方針

(平成21年5月19日教育長決定)

## 1 趣旨

北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第20号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

## 2 基本的な方針

社会経済情勢の変化や道民のニーズに適切に対応し、教育委員会が策定した計画の着実な推進を図るため、事務の点検及び評価を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにするとともに、その結果を公表し道民に対する説明責任を果たすものとする。

## 3 事務の点検及び評価の対象

### (1) 教育委員会の活動状況

- ア 教育行政に関わる規則・計画の策定の状況
- イ 市町村、関係団体等に対する指導・助言・援助の状況
- ウ 道民に対する情報提供の状況

### (2) 北海道教育推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げる「施策項目」

### (3) 上記（1）及び（2）のほか、教育委員会が実施する事務全般とする。

## 4 事務の点検及び評価の視点

- (1) 教育委員会の活動状況の現状と課題、今後の取組方向
- (2) 推進計画に掲げた「施策の対応方向」の推進状況
- (3) 主な事業の実施状況

## 5 事務の点検及び評価の時点

前年度に実施した事務について評価を行うものとする。

## 6 事務の点検及び評価の実施方法

- (1) 各課長及び参事は、点検・評価を行うために必要な調書（以下「評価調書」という。）を作成し、総務政策局教育政策課長に提出するものとする。
- (2) 事務の点検及び評価を行うにあたっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- (3) 教育長は、各課長及び参事が作成した評価調書をもとに、事務の点検及び評価の結果に関する報告書案を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。

## 7 事務の点検及び評価の結果の反映

事務の点検及び評価の結果については、重点施策の展開、予算編成、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善など、教育行政のあらゆる分野に反映させるものとする。

## 8 事務の点検及び評価に関する情報の公表

事務の点検及び評価に関する情報については、北海道教育委員会のホームページへの掲載及び教育委員会情報コーナーで閲覧に供するなど、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるものとする。

## 9 事務の点検及び評価の充実

事務の点検及び評価の充実のため、他の教育委員会における実施事例の調査など、事務の点検及び評価の向上に努めるとともに、事務の点検及び評価に関する研修の機会の確保など職員の資質の向上に努めるものとする。

## 10 その他

その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に総務政策局長が定める。